

倉敷市個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和5年3月31日

倉敷市長 伊 東 香 織

## 倉敷市規則第52号

### 倉敷市個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び倉敷市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年倉敷市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地方公共団体の長が指定する施設)

第2条 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第16条第2号に規定する地方公共団体の長が指定する施設は、倉敷市行政組織規則（平成19年倉敷市規則第30号）第13条に掲げる歴史資料整備室とする。

(個人情報ファイル簿)

第3条 法第75条第1項の規定により作成し、及び公表すべき個人情報ファイル簿は、所定の帳簿により行うものとする。

(保護管理責任者及び保護主任担当者)

第4条 実施機関は、個人情報を保有する室又は課等（以下「所管課」という。）における保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる個人情報の保護管理責任者（以下「責任者」という。）を所管課に置き、所管課の長をもって充てる。

2 責任者の職務を補助させるため、所管課に個人情報の保護主任担当者を置き、所管課の課長補佐級又は係長級の職員のうちから前項の責任者が指名する者をもって充てる。

(目的外利用の手続)

第5条 実施機関が、法第69条第2項の規定により、実施機関内部で保有個人情報の収集目的の範囲を越えた利用をする場合、又は他の実施機関の保有個人情報を利用しようとする場合は、当該保有個人情報を利用しようとする室又は課等（以下「利用課」という。）の長は、所管課の長に対し、所定の目的外利用等依頼書を提出しなければならない。

2 所管課の長は、前項の規定による依頼があったときは、遅滞なく当該依頼を承認するかど

うかの決定をし、所定の目的外利用等回答書により利用課の長に通知するものとする。

(外部提供の手続)

第6条 実施機関は、法第69条第2項の規定により、当該実施機関以外に保有個人情報の提供をしようとする場合であって、前条第1項に該当しないとき（以下「外部提供」という。）は、外部提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対して、所定の外部提供申請書を提出させなければならない。ただし、緊急その他特にやむを得ないと認めるときは、口頭によることができる。

2 実施機関は、法第69条第2項第3号の規定により国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に外部提供をする場合は、前項本文の規定にかかわらず、他の様式によることができる。

3 実施機関は、第1項本文の規定による申請があったときは、遅滞なく当該申請を許可するかどうかの決定をし、同項ただし書に規定する場合を除き、所定の外部提供決定通知書により申請者に通知するものとする。

(開示請求の手続)

第7条 法第77条第1項の規定による開示請求は、所定の保有個人情報開示請求書により行うものとする。

(開示請求に対する措置)

第8条 法第82条に規定する通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める所定の通知書により行う。

(1) 全部を開示する旨の決定をしたとき 保有個人情報開示決定通知書

(2) 一部を開示する旨の決定をしたとき 保有個人情報一部開示決定通知書

(3) 全部を開示しない旨の決定をしたとき 保有個人情報不開示決定通知書

(開示決定等の期間の延長)

第9条 法第83条第2項の規定により期間の延長をするときは、所定の保有個人情報開示決定等期間延長通知書により行うものとする。

2 法第84条の規定により期限の特例を適用するときは、所定の保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送)

第10条 法第85条第1項の規定により事案を移送するときは、所定の保有個人情報開示請

求事案移送書により行うものとする。この場合において、事案を移送した旨を開示請求者に通知するときは、所定の保有個人情報開示請求事案移送通知書により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第11条 法第86条第1項の規定により通知するときは、所定の保有個人情報開示請求に係る意見書提出機会付与通知書(法第86条第1項該当)により、同条第2項の規定により通知するときは、所定の保有個人情報開示請求に係る意見書提出機会付与通知書(法第86条第2項該当)により行うものとする。

2 法第86条第1項又は第2項の規定により開示に反対の意思を表示するときは、所定の保有個人情報開示請求に係る意見書により行うものとする。

3 法第86条第3項(法第107条第1項において準用する場合を含む。)の規定により通知するときは、所定の反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書により行うものとする。

(電磁的記録の開示の実施方法)

第12条 法第87条第2項に規定する電磁的記録の開示の実施方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 録音テープ若しくは録音ディスク又はビデオテープ若しくはビデオディスク 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分をそれぞれの再生機器を用いて再生したものの視聴又は記録媒体への複写

(2) 前号に規定する電磁的記録を除く電磁的記録 当該電磁的記録を印字装置により出力したものの閲覧若しくは交付又は記録媒体への複写

2 前項の規定による記録媒体への複写については、当該電磁的記録の全部が開示できる場合であつて、かつ、実施機関が指定する記録媒体に容易に複写できる場合に限りこれを行うものとする。

(閲覧又は視聴による開示の実施)

第13条 法第82条第1項の規定により開示の決定を受けた者が、保有個人情報(法第87条第1項ただし書に規定する保有個人情報が記録されている文書又は図画の写し及び前条第1項に規定する再生機器により再生したもの又は印字装置により出力したものを含む。以下この条において同じ。)の閲覧又は視聴をしようとするときは当該保有個人情報を改変し、汚損し、又は破損してはならない。

2 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、閲覧又は視聴を中止することができる。

(費用負担)

第14条 条例第6条第2項の規定による写しの作成に要する費用として規則で定める額は、別表のとおりとする。

2 保有個人情報の写しの送付を受けようとする者は、郵便切手により必要な額を負担しなければならない。

3 条例第6条第2項に規定する写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。

4 法第87条第1項の規定による写しの交付の部数は、一の請求につき1部とする。

(開示の実施の方法等の申出)

第15条 法第87条第3項の規定による申出は、所定の保有個人情報開示実施方法等申出書により行わなければならない。

(訂正請求の手続)

第16条 法第91条第1項の規定による訂正請求は、所定の保有個人情報訂正請求書により行うものとする。

(訂正請求に対する措置)

第17条 法第93条に規定する通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める所定の通知書により行う。

(1) 保有個人情報の訂正をする旨の決定をしたとき 保有個人情報訂正決定通知書

(2) 保有個人情報の訂正をしない旨の決定をしたとき 保有個人情報不訂正決定通知書

(訂正決定等の期間の延長)

第18条 法第94条第2項の規定により期間の延長をするときは、所定の保有個人情報訂正決定等期間延長通知書により行うものとする。

2 法第95条の規定により期限の特例を適用するときは、所定の保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書により行うものとする。

(訂正請求に係る事案の移送)

第19条 法第96条第1項の規定により事案を移送するときは、所定の保有個人情報訂正請求事案移送書により行うものとする。この場合において、事案を移送した旨を開示請求者に通知するときは、所定の保有個人情報訂正請求事案移送通知書により行うものとする。

(利用停止請求の手続)

第20条 法第99条第1項の規定による利用停止請求は、所定の保有個人情報利用停止請求書により行うものとする。

(利用停止請求に対する措置)

第21条 法第101条に規定する通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める所定の通知書により行う。

(1) 保有個人情報の利用停止をする旨の決定をしたとき 保有個人情報利用停止決定通知書

(2) 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定をしたとき 保有個人情報不利用停止決定通知書

(利用停止決定等の期間の延長)

第22条 法第102条第2項の規定により期間の延長を適用するときは、所定の保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書により行うものとする。

2 法第103条の規定により期限の特例をするときは、所定の保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書により行うものとする。

(審査請求に対する裁決)

第23条 実施機関は、審査請求について倉敷市情報公開・個人情報保護審査会から答申を受けたときは、速やかに当該審査請求について裁決をし、所定の裁決書により、審査請求人に対し、通知しなければならない。

(運用状況の公表)

第24条 条例第10条の規定による運用状況の公表は、市広報紙に掲載することにより行うものとする。

(その他)

第25条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 倉敷市個人情報保護条例施行規則（平成12年倉敷市規則第57号）は、廃止する。

別表（第14条関係）

使用紙サイズ等	使用複写機等	金額（1面）
日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下この表において同じ。）B列5番からA列3番まで	普通紙複写機（乾式）	10円
	カラー複写機	50円
	マイクロフィルムリーダー プリンター	10円
日本産業規格A列2番からA列0番まで	普通紙複写機（乾式）	100円
コンピュータ用紙	ラインプリンター	10円